(7)　重度障害児専用の屋外の遊び場は、重度障害児入所棟に併設するものとし、情緒の安定に役立つよう造園を工夫するとともに、必要な遊具を備え、重度障害児の安全な監護に必要な柵等の設備を設けること。

(8)　当分の間、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあっては指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。）が適当と認めた施設については、この号に定める施設基準を満たすものとみなすことができるものとすること。

ロ　入所給付費単位数表第１の１の注５の重度障害児支援加算を算定すべき主として肢体不自由児（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童をいう。以下同じ。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1)　入所給付費単位数表第１の１の注５のトの規定に該当する肢体不自由児（以下この号において「重度肢体不自由児」という。）が入所する建物（以下「重度肢体不自由児入所棟」という。）であって、設備運営基準第四十八条第一号、第五号から第九号までに定めるもののほか、次の㈠から㈩までに掲げる基準のいずれにも該当すること。

㈠　重度肢体不自由児の居室は、一人当たりの面積を四・九五平方メートル以上とし、重度肢体不自由児が十分に移動することができ、かつ、日常生活動作に便利なよう、特に考慮した構造とすること。

㈡　浴室（水治療法室を兼ねることができる。以下同じ。）、機能訓練・遊戯訓練室、看護師詰所、洗面所等を設けること。ただし、浴室にあっては重度肢体不自由児入所棟以外の設備を使用することができる場合には、機能訓練・遊戯訓練室にあっては重度肢体不自由児の居室ごとに機能訓練等をなし得る程度の適当な広さを確保できる場合には、設けないことができるものとすること。

㈢　重度肢体不自由児入所棟の廊下は、重度肢体不自由児の日常生活動作等に便利なよう、特に考慮した構造とすること。

㈣　重度肢体不自由児入所棟の看護師詰所は、重度肢体不自由児の特殊性に鑑み、重度肢体不自由児の各居室が見通せるなど、その位置、構造等について特に考慮して設けること。

㈤　重度肢体不自由児入所棟の便所及び洗面所は、重度肢体不自由児の特殊性に鑑み、居室等から比較的近い位置とし、設置数、構造等について特に考慮して設けること。

㈥　重度肢体不自由児入所棟は、原則として、重度肢体不自由児入所棟以外の入所棟の入所定員が五十人以上である入所棟を有する主として肢体不自由児を入所させる指定福祉型障害児入所施設に設置するものとすること。

㈦　重度肢体不自由児入所棟の入所定員は、おおむね二十人から三十人までとすること。

㈧　重度肢体不自由児入所棟の建物は、原則として、平屋建ての耐火構造とすること。

㈨　重度肢体不自由児入所棟の居室は、寝台又は畳敷によることとし、重度肢体不自由児の日常生活動作に便利なよう、寝台の高さを極力低くするなど、特に工夫すること。

㈩　重度肢体不自由児入所棟は、原則として重度肢体不自由児以外の障害児が入所する建物と別棟とすること。この場合において、これらの建物を廊下で結ぶ等適切な施設の運営管理のための配慮をすること。

(2)　当分の間、都道府県知事が適当と認めた施設については、この号に定める施設基準を満たすものとみなすことができるものとすること。

十四　入所給付費単位数表第１の１の福祉型障害児入所給付費の注７の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからホまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　指定福祉型障害児入所施設（主として知的障害児又は自閉症児を入所させるものに限る。以下この号において同じ。）の職務に月に一回以上従事する知的障害児又は自閉症児の診療に相当の経験を有する医師を一以上配置すること。

ロ　指定入所基準第四条第一項第一号、第二号のイ、第三号のイの(1)及び第四号から第六号までに定める従業者の員数に加えて、常勤の児童指導員の員数が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

(1)　加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）の数が四人以下の指定福祉型障害児入所施設にあっては、二以上。

(2)　加算対象児の数が五人以上の指定福祉型障害児入所施設にあっては、二に、障害児の数が四を超えてその端数を増すごとに一を加えて得た数以上。

ハ　心理指導担当職員を一以上配置すること。

ニ　加算対象児の居室は、原則として個室とすること。ただし、指導及び訓練上の必要がある場合には、二人用居室として差し支えないものとすること。

ホ　行動改善室、観察室等の行動障害の軽減のための各種の指導、訓練等を行うために必要な設備を設けること。

十五　入所給付費単位数表第１の１の福祉型障害児入所給付費の注９の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからニまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　指定入所基準第四条第一項に定める従業者の員数に加えて、心理指導担当職員を一以上配置していること。

ロ　心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するものであること。

ハ　心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

ニ　心的外傷のため心理指導が必要と児童相談所長が認めた障害児が五人以上いること。

十六　入所給付費単位数表第１の３の注１の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイ及びロに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　原則として、主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設と同一の敷地内に、自活訓練（入所給付費単位数表第１の３の注１に規定する自活訓練をいう。以下この号において同じ。）を実施するための独立した建物を確保すること。

ロ　自活訓練加算の対象となる障害児の居室が、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　原則として個室とすること。

(2)　通常の家庭生活に必要な設備を設けること。

十七　入所給付費単位数表第１の９の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからヘまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　指定入所基準第四条に定める従業者の員数に加えて、小規模グループケアの各単位において、専任の児童指導員又は保育士を一以上配置すること。

ロ　設備については、小規模グループケアの各単位において、居室、居間、食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。ただし、浴室については、当該小規模グループケアの単位と同一の敷地内にある他の建設の設備を使用することができる場合には設けないことができるものとすること。

ハ　保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が加算の対象となる障害児に対して障害の特性に応じた適切な援助及び生活指導ができること。

ニ　加算の対象となる障害児の居室は、障害児一人当たりの床面積を四・九五平方メートル以上とすること。